

認証官印(一九)

内閣人第
六六号

起案

令和三年六月二十日

決定
上奏
令和
年月日

施行
令和
年月日

裁可
令和
年月日

年月日

内閣官房長官

西

内閣總務官



内閣總理大臣

臨時代理

内閣官房副長官

齊



麻生 国務大臣

田村 国務大臣

岸

國務大臣

坂本 国務大臣

武田 国務大臣

野上 国務大臣

井上 国務大臣

西村 国務大臣

上川 国務大臣

梶山 国務大臣

小此木 国務大臣

平井 国務大臣

茂木 国務大臣

赤羽 国務大臣

加藤 国務大臣

平沢 国務大臣

萩生田 国務大臣

小泉 国務大臣

河野 国務大臣

丸川 国務大臣

高等裁判所長官に任命する

判事尾島

明

内閣

19

(七月九日以降発令予定)

最高裁人任第 907 号

令和 3 年 6 月 9 日

内閣総理大臣 菅 義 健 殿

最高裁判所長官 大谷直人

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事)

判 事

お 尾 島

あ さ ら 明

(発令希望日 令和 3 年 7 月 9 日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和3年7月9日以降)

補職さべき序	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
大阪高長官	東京高判事	尾島 明	62	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1号、第3号

裁判所									
年号	出生地	現住所	本籍	氏名	年月日	旧氏名	項	序	名
一〇	三〇	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	昭和三十三年九月一日					
五七	二八	東京大学法学部第一類（私法コース）卒業							
五八	三	司法修習生を命ずる							
六〇	四	司法修習生の修習終了							
六二	四	判事補に任命する							
六三	四	東京地方裁判所判事補に補する							
一一	一	甲府家庭裁判所判事補に補する							
一一	一	兼ねて甲府地方裁判所判事補に補する							
内閣	内閣	最高裁判所							

2丁		裁判所						最高裁判所	尾島明
年号	月	日	事項	年号	月	日			
昭和六三	四	一一	甲府簡易裁判所判事に補する	平成二	四	一一	判事補の職權の特例等に関する法律第一條の規定に		
五	二	一二	より判事の職務を行わしむる者に指名する	三	二	一二			
六	一	一七	東京地方裁判所判事補に補する	一五	一五	一一	最高裁判所事務總局總務局付を命ずる		
一		一八	最高裁判所事務總局付を免ずる	一五	一五	一一	東京簡易裁判所判事に補する		
		一一	最高裁判所事務總局付を免ずる	一五	一五	一一	最高裁判所事務總局付を命ずる		
		一七	外務事務官（經濟局）に併任する	一五	一五	一一	最高裁判所事務總局（東京地方檢察廳檢事）に任命する		
			（期間は平成三年三月二〇日までとする）	一五	一五	一一	通商產業事務官（通商政策局）に併任する		
			外務事務官（經濟局）に併任する	一五	一五	一一	外務事務官（經濟局）に併任する		
			（期間は平成三年一二月五日までとする）	一五	一五	一一	通商產業事務官（通商政策局）の併任を解除する		
			通商產業省	一	一	一	通商產業省		

裁判所		年号	月	日	事項	内閣	庁名	尾島明
平成五	六	六	一	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所
平成五	六	一	一	より判事の職務を行わしむる者に指名する	横浜簡易裁判所判事に補する	横浜地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	最高裁判所
平成五	四	四	一	横浜簡易裁判所判事に任命する	横浜地方裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所
平成五	一	一	一一二	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所	最高裁判所
東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所	最高裁判所
最高裁判所	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所

裁判所		年号	月	日	事項	尾島明
平成二八	二	一一			最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	
静岡地方裁判所判事に補する						
静岡地方裁判所長を命ずる						
東京高等裁判所判事に補する						
部の事務を総括する者に指名する						
部の事務を総括する者に指名する						
最高裁判所裁判所調査官に充てる						
最高裁判所首席調査官を命ずる						
裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了						
判事に任命する						
東京高等裁判所判事に補する						
最高裁判所裁判所調査官に充てる						
内閣						

5丁

6丁

裁判所

年

号

月

日

事

項

序

最高裁判所

名

尾島明

最高裁判所首席調査官を命ずる